

浦安市広告掲載おくやみハンドブック  
無償提供業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和6年1月  
浦安市 市民経済部 市民課

## 1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、煩雑な死亡に関する手続きの遺族に係る負担軽減を目的として、故人・遺族の状況に応じて漏れなく案内できるよう、手続きを簡潔にまとめた広告掲載おくやみハンドブック（以下「ハンドブック」という。）を配布するにあたり、企業等の広告を活用して浦安市に無償で提供する受託事業者（以下「事業者」という。）の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

## 2. 概要

### (1) 件名

浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託

### (2) 業務概要

「浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託概要書」のとおりとする。

### (3) 契約期間

契約締結日の翌日から1年間（5年を限度に契約の更新を可能とする。）

初回納入期限は、令和6年9月30日（月）とする。

### (4) 費用負担

事業者は民間企業等から広告主を募集し、ハンドブックに広告を掲載することで得られる広告収入により、ハンドブックの製作及び印刷等の経費を賄うものとし、市の費用負担は一切生じないものとする。

### (5) 履行場所

浦安市猫実一丁目1番1号 市庁舎1階

### (6) 事務局

浦安市 市民経済部 市民課

TEL:047-351-1111（代表） 内線 14312

TEL:047-712-6269（直通）

E-mail: [citizensection@city.urayasu.lg.jp](mailto:citizensection@city.urayasu.lg.jp)

## 3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託又は物品」に登録があること、または優先契約候補者と選定された後速やかに登録申請を行い登録できること。
- (3) 浦安市入札資格者氏名停止措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税、固定資産税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法第 77 号)第 2 条第 2 項に掲げる暴力団またはその構成員の統制下にある者でないこと。
- (8) 過去 5 年以内に、地方公共団体の発注する広告掲載おみやみハンドブックの無償提供に関する同種・同類の業務を履行した実績があること。

#### 4. 募集及び選定スケジュール

現段階において想定するスケジュールは以下のとおりとする。

項目	スケジュール
募集要項の公表(市ホームページ掲載)	令和 6 年 1 月 9 日(火)
質問の受付締切	令和 6 年 1 月 19 日(金) 正午まで
質問への回答	令和 6 年 1 月 29 日(月)
応募締切(応募書類の提出期限)	令和 6 年 2 月 9 日(金) 午後 5 時まで
第 1 次審査結果の通知	令和 6 年 2 月 16 日(金) 予定
企画提案書の提出期限	令和 6 年 2 月 29 日(木) 午後 5 時まで
第 2 次審査(ヒアリングの実施)	令和 6 年 3 月 22 日(金) 予定
審査結果公表	令和 6 年 3 月下旬予定
契約締結	令和 6 年 4 月上旬予定
校正及び確認	契約締結後から令和 6 年 9 月下旬まで
配布開始	令和 6 年 10 月 1 日(火) 予定

## 5. 応募手続

### (1) 募集要項等の公表（市ホームページ掲載）

公表日	令和6年1月9日（火）
掲載・公表する資料	ア. 浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託公募型プロポーザル募集要項 イ. 浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託概要書 ウ. 応募様式集
入手方法	浦安市役所のホームページからダウンロード方式 <a href="https://www.city.urayasu.lg.jp">https://www.city.urayasu.lg.jp</a> トップページ>市政情報>事業者向け情報>プロポーザルなど>浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託に係る公募型プロポーザルについて ※ 市役所窓口での配布は実施しない。

### (2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によることとする。質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式1）を提出すること。

受付期間	令和6年1月9日（火）から令和6年1月19日（金）正午まで
提出方法	「浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入し、「2. 概要（6）事務局」で示したメールアドレスにEメールにより市民課まで提出すること。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和6年1月29日（月）に市ホームページにおいて公表する。

(3) 応募書類の受付

受付期間	令和6年1月9日（火）から令和6年2月9日（金）午後5時まで （土日祝日を除く）
受付時間	午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）
提出先	浦安市市民経済部市民課（市庁舎1階）
提出方法	必要図書を整え、提出先である浦安市市民経済部市民課に持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。
提出部数	下記ア、イ・・・原本1部、副本6部 下記ウ・・・原本1部 下記エ・・・7部
提出書類	ア. 公募型プロポーザル参加申込書（様式2） イ. 浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託応募用紙（様式3） ウ. 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書（過去3か月以内に発行されたもの） エ. 直近で作成したおくやみハンドブック ※提出書類については、浦安市ホームページから提出書類を入手し、A4サイズで作成すること。
第1次審査の結果通知	応募者にEメールで通知する。

(4) 企画提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり企画提案書を提出するものとする。

受付期間	第1次審査結果の通知後から令和6年2月29日(木)午後5時まで (土日祝日を除く)
受付時間	午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)
提出先	浦安市市民経済部市民課(市庁舎1階)
提出方法	必要図書を整え、提出先である浦安市市民経済部市民課に持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。
提出部数	原本1部、副本10部
提出書類	<p>ア. 企画提案書(任意の様式)</p> <p>※企画提案書については、次の内容を含んだものとする。</p> <p>(ア) 業務実施計画について</p> <p>(イ) 業務実施計画を履行するための具体的な手法について</p> <p>(ウ) 問い合わせ対応、個人情報保護対策</p> <p>(エ) 業務実績(担当職員の役職・職務経歴・おくやみハンドブックを作成した実績を含む。)</p> <p>(オ) 広告主の選定方法、選定基準及びその選定計画</p> <p>(カ) 契約年度途中での行政情報の差し替え及び発行予定部数を超える増版の可否</p> <p>(キ) ハンドブックの納入方法・納入時期・回収方法</p> <p>(ク) 本市の現行のおくやみハンドブックを踏まえた新たな提案</p> <p>※提出書類については、全てA4サイズ(A3サイズの場合は、折込みとする。)とし、提案書表紙・背表紙(任意書式)をつけ、(ファイル可)、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、ページ番号を記載すること。</p> <p>※本市の現行のおくやみハンドブックについては、浦安市役所のホームページから参照すること。</p> <p><a href="https://www.city.urayasu.lg.jp">https://www.city.urayasu.lg.jp</a></p> <p>トップページ&gt;届け出・税・生活&gt;住民票・戸籍・印鑑登録・マイナンバーカード・パスポート&gt;戸籍&gt;死亡届</p>

(5) 第2次審査（ヒアリング）

実施日時	令和6年3月22日（金）実施予定。 時間及び場所等の詳細については、第1次審査に合格した応募者にEメールで通知する。
出席者	責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め最大3名とする。
ヒアリング内容	企画提案書の内容に関するプレゼンテーション15分程度、質疑応答10分程度の計25分程度を予定とする。 ※プレゼンテーションでプロジェクター等を使用する場合は事前に事務局に連絡すること。なお、パソコンは参加者が持参することとし、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル、電源コンセントは事務局で用意する。
評価方法	以下、「6. 審査手続き（4）」による。
結果通知	プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員にEメールで通知するとともに、市公式ホームページで公表する。

6. 審査手続き

(1) 基本的な考え方

優先契約候補者の選定に当たっては、提出された企画提案書をもとに、プレゼンテーション・ヒアリングを行い、総合的に評価し、最も高い総合評価を得た事業者を優先契約候補者に選定する。

(2) 評価主体

評価は、市職員及び外部審査委員による計6名の委員で構成される「浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行う。

(3) 第1次審査（応募書類審査）

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。

選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たさず応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件をみたしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

#### (4) 第2次審査（ヒアリング）

選定委員会は、提出された企画提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者(70%以上を獲得したものに限り)を優先契約候補者として選定する。

ただし、最高評価の応募者が2者以上ある場合は、委員の投票により優先契約候補者を選定する。

優先契約候補者が辞退を申し出た場合や、選定後に参加要資格要件を満たさないと認められた場合、または「8. 留意事項」等に該当した場合は、優先契約候補者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

### 7. 提出書類の取り扱い

(1) 応募者から提出された書類は、選定委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により対応するものとする。

(2) 優先契約候補者から提出された書類は、一切返却しない。

優先契約候補者に選ばれなかった応募者から提出された書類は、担当者が来庁の上、選定後に返却するものとする。

(3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

### 8. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、優先契約候補者としての決定を取り消す。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(2) 選定委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

(3) 優先契約候補者の決定から契約締結までの間に、優先契約候補者の資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、優先契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。

(5) 優先契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。



## 9. その他

- (1) 本プロポーザルに応募する費用は、全ての応募者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類は、特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を使用し、文章は横書きとする。文字サイズは10ポイント以上で、文字等の色は自由とする。
- (4) 市が提供する行政情報等の著作権は、全て市に帰属する。事業者が提供するハンドブック製作のためのデザイン及び広告等は、事業者に帰属する。
- (5) 一定の適格性を満たす応募者がいないときには、優先契約候補者を選定しない場合がある。
- (6) 本案件において、契約の相手先は浦安市となる。

## 10. 問い合わせ先

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市市民経済部市民課 担当：後藤、長谷川

TEL:047-351-1111（代表） 内線 14312

TEL:047-712-6269（直通）

E-mail: citizensection@city.urayasu.lg.jp

### 別表1 第1次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の実績	応募者の業務実績を評価する。特に広告内容、デザイン、印刷製本等に関するこれまでの実績を中心に評価する。	10点
業務体制	受託した場合の業務体制を評価する。特に業務の実施体制、広告募集、デザイン、印刷製本、納入、問い合わせへの対応等の具体的内容を中心に評価する。	10点
取組みの姿勢	応募者の取組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。	10点
合 計		30点

別表2 第2次審査の評価基準

	評価項目	評価内容	配点
1	同種・同類業務の実績	過去5年以内の同種・同類業務の実績が十分にあるか。	5点
2	ハンドブックの利便性・機能性	遺族にとって見やすく、使いやすいデザイン、レイアウトとなっているか。	5点
		職員にとって遺族への案内がしやすく、使いやすいデザインになっているか。	5点
3	広告主の選定	広告を審査するための独自の基準があり、行政情報と混同されないような工夫がされているか。	5点
		広告主の選定が、概要書2頁「6掲載する広告等」に当てはまり、総頁数に見合った広告数になる選定計画になっているか。	5点
4	実施体制の適格性	ハンドブック製作のスケジュールが円滑に実現可能なものになっているか。	5点
		広告主への問題発生に係る予防的観点、問題発生時の対応方法等が適切であるか。	5点
5	企画提案書に対する評価	事業の趣旨に相応しいものとなっているか。	5点
		ハンドブック利用者の状況に応じて必要な案内ができるようになっているか。	5点
		本市の現行のおくやみハンドブックを踏まえ、新たな提案等がされており、本市の事業運営に有効なものであるか。	5点
合 計			50点

※最高点を獲得した応募者(70%以上を獲得したものに限り)を優先契約候補者として選定する。

※選定条件は、採点者全員の総合計の平均35点以上とする。